

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	母子保健課
委 託 業 務 名	大津市 4 か月児健康診査業務
委 託 業 務 場 所	実施機関等
概 要	母子保健法第 13 条に基づき、満 4 か月になった乳児に対して健康診査を実施する。
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
契 約 年 月 日	令和 8 年 4 月 1 日
契 約 金 額	1 件あたり 4,694 円
契 約 の 相 手 方	1 〔所在地〕 大津市浜大津四丁目 1 番 1 号 明日都浜大津 1 階 〔名 称〕 公益社団法人大津市医師会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	日常診療において乳児を診察し、かつ、4 か月児の発達段階に応じた総合的な健康診査の実施と必要に応じた適切な指導・支援が可能であり、市民の利用の多い医療機関等を選定する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。